

認定こども園誠心こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 栄会
事業者の所在地	252-0213 相模原市中央区すすきの町 27-38
事業者の電話番号・FAX	電話 042-776-7055 FAX 042-707-8722
代表者氏名	溝渕真澄
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園 一時預かり事業

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	誠心こども園						
所在地	252-0213 相模原市中央区すすきの町 27-38						
電話番号・FAX	電話 042-776-7055 FAX 042-707-8722						
園長氏名	熊谷智美						
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	各5人		
	2号定員	—	—	—	18人	18人	18人
	3号定員	3人	15人	18人	—	—	—
取扱う保育事業	一時保育 延長保育						

3 施設・設備の概要

敷地面積				2310.22㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て		
	延床面積	1041.15㎡		
施設設備の数と面積	乳児室	1室	68.69㎡	
	ほふく室			
	保育室	4室	149.8㎡	
	遊戯室	1室	95.39㎡	
	調理室	1室	52.02㎡	
	調乳室	1室	3.53㎡	
	幼児用トイレ	8個	33.05㎡	
	医務室		事務室に含む	
	事務室	1室	47.06㎡	
沐浴室	1室	10.56㎡		
一時保育室	1室	10.08㎡		
設備の種類	プール 冷暖房 床暖房 セコム警備 エレベーター 避難滑り台 発電機			
屋外遊戯場（園庭）				526㎡

4 施設の目的、運営方針

目的	乳幼児期における子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育及び保育を行う
運営方針	良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す

5 職員体制

施設長	1人
保育教諭	22人（常勤 12人 非常勤 10人）
調理員	外部委託
事務員	2人（常勤 1人 非常勤 1人）
運転士	1人（非常勤 1人）
バス乗務員	1人（非常勤 1人）

6 教育・保育を提供する日

開園日	2号及び3号認定こどもは月曜日から土曜日まで 1号認定こどもに関しては特別な場合を除き年間39週を下らない期間とする
休園日	2号及び3号認定こどもは 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、 12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日 1号認定こどもは開園日以外

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前9時00分から午後1時30分まで
---------------	--------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	午後6時00分から午後7時00分まで ただし土曜日はなし

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	午前7時00分から午前8時30分まで 午後4時30分から午後7時00分まで ただし土曜日は午後6時00分まで

8 利用料金

保育料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める保育料
その他	p.6.7 参照

9 支払い方法

P6.7 参照

10 提供する教育・保育の内容

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めます。

<毎日の教育・保育の流れ>

学年別に、登園・着替え・遊び・午前おやつ・活動・食事・昼寝・午後おやつ・遊び等の流れを週案や月案や年間計画をもとに組んでいきます。特に、3歳児未満は月齢を考慮して行います。また、4月入園でない園児には園に慣れるよう、個人的な配慮もいたします。

<クラス編成と教育・保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	教育・保育計画
0	歳	児（すみれ組）	養護的な関わりを重要にしなが、教育及び保育を一体的に提供します。
1	歳	児（たんぼぼ組）	
2	歳	児（ちゅうりっぷ組）	
3	歳	児（兎組）	「教育時間」と「教育を除いた時間」という考えを作成上にいれます。
4	歳	児（熊組）	
5	歳	児（象組）	小学校への連携を考慮します。
その他（年間行事）			入園式 保育参観 懇談会 夕涼み会 運動会 いちにち動物村 クリスマス会 発表会 卒園式 等

11 給食等について

	提供内容				当園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	午前おやつ	給食		午後おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	3歳児未満 484kcal (午前おやつ+昼食+午後おやつ) *注1
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	3歳児以上 594kcal (ただし1号認定こどもは午後おやつが ありませんのでこれより減ります) *注1
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

*注1 これを基準として献立作成をします。日により異なりますが、月間平均で近づける様、構成をいたします。

<給食の提供にあたって>

自園調理、外部委託で提供します。

<アレルギー対応について>

完全除去の上、可能な限り対応いたします。

12 登園・降園

<駐車場について>

- ・園内駐車場は、駐車場利用承諾書を園に提出していただいた方に発行する駐車許可証をお持ちの方がご利用できます。
- ・すすきの町内から園内駐車場までは、駐車許可証に記載の近隣住民からの要請により定められた経路の通行にご協力ください。
- ・ご近所の方には駐車許可証をお渡し出来ない場合がございます。
- ・園敷地周辺の道路での乗り降りや路上駐車は、近隣住民のご迷惑となりますのでおやめください。
- ・駐車場内は園バスや業者の車の出入りもある為、十分にお気をつけください。

<防犯ドアについて>

- ・正門、通用口は保護者が暗証番号で解錠してください。
- ・暗証番号は年度ごとに変更します。お子様の安全のため外部の方には教えないでください。
- ・園舎玄関出入口の自動ドアは、外からは指の静脈認証、内側からはボタン操作で開扉します。
- ・静脈登録は入園時にさせていただきます。基本的には、登録は送迎にあたる保護者（ご両親）に限ります。
- ・自動ドアが開いていても厳密な登降園の記録のため静脈認証をしてください。
- ・自動ドアの開閉の際にお子様は挟まれないように気をつけてください。
- ・園舎から出る時、正門から出る時、通用口を出る時の解錠ボタン操作はお子様には絶対にさせないでください。

<登降園の記録>

- ・QRコード読み取りで記録します。

13 保護者との連携について

- ・園からの連絡は、携帯メールによる連絡網システム「れんらくアプリ」でお知らせいたします。
 - ・日々の活動内容を0.1.2歳児は連絡帳、3.4.5歳児は不定期で「おうちえん」からお送りします。
 - ・欠席等の連絡は、れんらくアプリでご連絡ください。翌月末日までの事前登録が可能です。
- 当日のご連絡は、給食注文の関係もございますので8:50までに、お電話またはれんらくアプリでご連絡ください。
送迎バス利用の方の当日の欠席、バス送迎不要の連絡は園出発時間までお願いします。送迎バス不要の日が事前にお分りのときは、早めにご連絡ください。

14 健康診断、健康管理

(1) 健康診断 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

内科健診	0 歳	年 6 回
	1 歳	年 4 回
	満 2 歳以上	年 2 回
歯科健診	全園児	年 2 回
視聴覚検査	5 歳児	年 1 回
尿検査	全園児	年 1 回

(2) 健康管理、病気、けがのときの対応

<ul style="list-style-type: none"> ・視診し、検温・水分補給等を行います。 ・保護者と連絡をとり、状況判断を仰ぎます。 ・薬のお預かりはできません。 ・頭部を打撲した際は、お子様の急変に備えご家庭で様子を見てください。 ・予防接種後は、体調の変調などを見逃さないようにするためご家庭で様子を見てください。
--

15 感染症対策について

<ul style="list-style-type: none"> ・感染症が発生、蔓延しないように予防のための衛生管理を適切に実施します。 ご兄弟で在籍しているご家庭で、どちらかが風邪等で欠席の場合は感染症拡大防止のため、ご兄弟でご家庭での保育にご協力をお願いします。 ・園内で流行している感染症については、職員室前廊下の「感染状況表」やれんらくアプリでお知らせします。感染状況は受診の際に一つの情報源として提供することや、お子様の送迎の際に極力感染を控えたい方（妊娠中の方や持病をお持ちの方など）への予防の意味もごございますので、感染症にかかられた際は必ず園にご報告ください。 ・発熱の際は、37.5℃でご連絡差し上げますのでお迎えをお願いします。また、熱に関わらずお子様の様子によりお預かりが難しい状態のときは、ご連絡差し上げます。 ・園は集団生活の場ですので、感染症にかかられたご家族の方がやむを得ない事情で来園される場合、玄関外側でご対応します。事前の電話連絡またはインターフォンでその旨お伝えください。 ・受診し伝染病と診断された場合、登園許可日がいつになるかを医師に必ずご確認ください。 <p>< 治癒証明書が必要な疾病 > 伝染病に感染し出席停止及びプール不可となった場合、これらを解除する際に必要な医療機関に発行してもらう証明書を必ず提出してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">○出席停止の疾病：麻疹、風疹、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、水痘、溶連菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、百日咳、咽頭結膜熱</p> <p style="padding-left: 20px;">○プール不可の疾病：とびひ</p> <p>< 治癒証明書は不要だが出席停止期間が定められている疾病 > ○インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 感染が判明した場合、出席停止期間の把握が必要となりますので必ずご連絡ください。</p>

16 支援保育について

園の体制で可能な限り受け入れて、関係各所と連携をとるように努めます。

17 園医

医 療 機 関 の 名 称	藤野こどもクリニック
医 院 長 名	藤野 宜之
所 在 地	相模原市中央区相模原 3 - 6 - 6
電 話 番 号	0 4 2 - 7 5 8 - 5 3 5 5

18 園歯科医

医 療 機 関 の 名 称	相模原まなべ歯科
医 院 長 名	眞部 慶
所 在 地	相模原市中央区すすきの町 41-11
電 話 番 号	0 4 2 - 8 5 1 - 4 1 8 8

19 地域防災拠点、広域避難場所

近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	相模原市向陽小学校
広 域 避 難 場 所	相模総合補給廠野積場

20 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変やその他緊急事態が生じたときは、保護者指定の緊急連絡先に連絡します。

保護者と連絡が取れない場合は乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って然るべく対処いたしますので予めご了承ください。

＜近隣の緊急連絡先＞

警 察 署	相模原北警察署	電話番号：042-700-0110
	相模原警察署	電話番号：042-754-0110
消 防 署	相模原消防署	電話番号：042-751-0119

21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	溝渕 真澄
消 防 計 画 届 出 年 月 日	相模原消防署 令和4年 7月 14日
避 難 訓 練	避難消火訓練 防犯訓練 引き渡し訓練
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報専用電話機

22 賠償責任保険等の加入状況

独立行政法人スポーツ振興センターに加入しています。

23 業務の質の評価について

認 定 こ ど も 園 の 自 己 評 価	実施方法：アンケートを年1回行います。 公表方法：書面で園内に掲示、れんらくアプリでメール配信します。
-----------------------	--

24 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相 談 ・ 苦 情 受 付 担 当 者	各学年の担任	電話番号：042-776-7055
相 談 ・ 苦 情 解 決 責 任 者	熊谷 智美	電話番号：042-776-7055
第 三 者 委 員	長友 正博	電話番号：042-770-0791 役職・肩書 学校法人・社会福祉法人 理事長
	青木 亜也	電話番号：042-705-1588 役職・肩書 弁護士

受付方法：電話・文書等の方法により、相談・苦情を受け付けています。

25 連携施設

ございません

26 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"> ・子育て広場「ひよこ」（毎月第1木曜日） ・育児相談、園庭の開放、研修会 ・園での行事を公開いたします。（いちにち動物村、夕涼み会、運動会等）

27 その他保護者に説明すべき事項

- ・お子様が外部の機関にかかれるときは情報を関係各所に提供することがございます。
- ・社会情勢や諸事情により記載内容と変更が出る可能性がございますので、ご承知おきください。

諸費用に関するご説明

当園における諸費用は下表のとおりとなりますので保護者の皆様にご説明いたします。

ご理解、ご了承くださいませようお願いいたします。

用途	支払いを求める理由	金額	支払時期
教育活動費	教育活動を実施していくために必要な経費を納入していただくものです。	2歳児 5,000 円 3歳児 20,000 円 4歳児 20,000 円 5歳児 20,000 円	前年度3月頃
特別授業費	体育指導、英語指導、その他の特別な教育活動を行うために必要な経費を納入していただくものです。 (3歳児から)	月額 1,000 円	毎月
園外保育費	園外保育を実施するために必要な経費を納入していただくものです。(3歳児から)	月額 300 円	毎月
制服代	制服代等の実費を納入していただくものです。	約 37,000 円	3歳になった年度の3月頃
教材費	教材費の実費を納入していただくものです。	3歳児 約 9,500 円	前年度の毎年3月頃
		入園 4歳児 約 16,000 円 5歳児 約 18,000 円	
		進級 4歳児 約 14,000 円 5歳児 約 9,000 円	
1号認定こども給食費	お子様が食べる給食について実費を納入していただくものです。	1食 260 円	翌月払い
2号認定こども給食費	児童福祉法第45条の規定に基づいて定められたものです。	主食代 1,000円 副食費 4,500円	毎月
スクールバス代	通園のために送迎バスを利用するお子様を対象として、送迎バスの運行管理に必要な実費を納入していただくものです。	月額 5,000 円	毎月
布団乾燥代	お子様が利用した布団を清潔に乾燥させるために必要な実費を納入していただくものです。 (1号認定こどもを除く)	月額 352 円	毎月
その他実費	行事費等、必要に応じて実費の納入をお願いすることがあります。	都度ご案内いたします	都度ご案内いたします

※毎月の納入については1日から月末分をその月の15日に横浜銀行より引き落としになります。

15日が土日祝日の場合は次の平日に引き落としとなります。(手数料50円+税は保護者負担でお願いいたします。手数料は変動することがあります)

※一度取めていただいた納入金は、原則として返金できません。(年度により変更の可能性がありますが。満3歳児入園は、3歳児入園と同等です)

※上記金額は、業者価格変更に伴い急遽値上がりすることもございます。

延長保育料について

当園は原則、QRコード読み取りによる記録にて登降園の時刻を判断をさせていただいております。全園児の保育教育時間の把握を平等に行うためですので、ご了承ください。翌月15日に引き落としさせていただきます。

延長料金表

<2.3号認定こども（保育短時間）>

単日	
7:00～7:59	¥400/15分
8:00～8:29	¥250/15分
16:30～17:59	¥250/15分
18:00～18:29	¥500
18:30～19:00	¥500
18:00～19:00	¥1,000

<2.3号認定こども（保育標準時間）>

単日		月極	
18:00～18:29	¥500	18:00～18:29	¥6,000
18:30～19:00	¥500	18:00～19:00	¥8,000
18:00～19:00	¥1,000		

※1号認定こどもの方の延長保育、長期休暇中の保育の利用については職員室までご相談ください。